

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年6月4日(火) 第9601号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(378) (孤独・孤立対策課) 2
	知事指定薬物の指定の失効(379) (医療・保険課) 2
	緊急防災工事計画の変更(380) (農地・水保全課) 2
◇ 公 告	令和6年度毒物劇物取扱者試験の実施(医療・保険課) 3

告 示

鳥取県告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合、健康保健法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第91条の規定による改正前の生活保護法第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護療養型医療施設及び居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	令和6年3月31日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	短期入所療養介護	令和6年3月31日

鳥取県告示第379号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
6-知(1)-1	1T-LSD	令和6年5月2日	令和6年5月11日

鳥取県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 広岡地区 ため池整備）に係る緊急防災工事計画を変更したので、同項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

緊急防災工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年6月4日から同月24日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る緊急防災工事計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、令和6年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和6年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

令和6年10月22日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

鳥取市内（詳細は令和6年10月8日（火）までに送付する受験票に記載する。）

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）

4 試験科目

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質、貯蔵、識別及び取扱方法（毒物及び劇物取締法施行規則第7条第3項に定める実地試験を含む。）

なお、(3)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 出願方法

書類又はとっとり電子申請サービスにより出願するものとする。

(2) 書類による出願

ア 提出する書類

(ア) 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するもの又は鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページから入手したものによること。）

(イ) 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

イ 書類の提出先

(ア) 県内在住者

鳥取市健康子ども部鳥取市保健所（〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4）

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所米子保健所（〒683-0054 米子市糀町一丁目160）

(イ) 県外居住者

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

ウ 書類の受付の期間及び時間

令和6年6月26日（水）から同年7月9日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、令和6年7月9日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) とっとり電子申請サービスによる出願

ア 申請方法

申請フォームより、必要事項を入力すること。

イ 申請の受付の期間及び時間

令和6年6月26日（水）午前0時から同年7月9日（火）午後11時59分まで。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能等身体に障がいをもつ者が受験を希望する場合は、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とする。書類による出願の場合は、県庁本庁舎又は各総合事務所の納付窓口で納付し、その際発行されるレシートを申請書に貼り付けること。とっとり電子申請サービスによる出願の場合は、申請時にクレジットカード等の支払方法により納付すること。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、令和6年10月8日（火）までに、受験願書に記載されている住所へ鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課から本人宛てに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

合格者の受験番号を、令和6年11月29日（金）午前9時に鳥取県庁並びに鳥取県中部総合事務所倉吉保健所及び鳥取県西部総合事務所米子保健所に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、以下の窓口で開示を請求することができる。

この場合においては、試験の得点の開示を受けようとする受験者本人が受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、窓口にてその旨を申し出ること。

ア 窓口

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所医薬・感染症対策課

鳥取県西部総合事務所米子保健所医薬・感染症対策課

イ 開示期間

令和6年11月29日（金）から同年12月27日（金）までの日（鳥取県の休日である日（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

ウ 開示内容

科目別得点及び総合得点

9 問合せ先

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168）

鳥取市健康こども部鳥取市保健所（電話 0857-30-8531、ファクシミリ 0857-20-3962）

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所（電話 0858-23-3144、ファクシミリ 0858-23-4803）

鳥取県西部総合事務所米子保健所（電話 0859-31-9316、ファクシミリ 0859-34-1392）